

不燃化促進区域内で既存建築物の除却を希望する方は助成金が受けられます。(令和7年4月現在)



対象地区

補助 83 号線北地区、補助 73 号線沿道地区、補助 86 号線志茂地区、
補助 86 号線赤羽西地区、補助 81 号線沿道地区、補助 85 号線沿道地区、地区防災道路志茂地区

助成を受けられる方

住民税（企業者等は法人住民税）を納めている対象建築物の所有者または当該建築物のある土地の所有者のうち、①個人 又は ②中小企業 に該当する方

助成の対象となる建築物

 次のいずれかに該当する建築物およびそれに付随する工作物

- ① 耐火建築物または準耐火建築物以外の建築物
- ② 昭和 56 年 6 月 1 日時点の建築基準法施行令の適用を受けていない建築物

助成金額

 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とする。

- ① 実費額（消費税及び地方消費税を除く、かつ千円未満を切り捨てた額。）
- ② 毎年度公表される国単価に当該建築物の延べ面積を乗じた額
- ③ 160万円

注意事項

- 本事業承認前に除却工事に着手してしまうと、助成の対象にはなりません。
- 宅地建物取引業者が不動産販売のために行う除却は対象となりません。
- 国、地方公共団体等から同種の補償・助成等を受けている場合は対象となりません。
- 事業期間が終了している他の不燃化促進区域内に存する建築物等は対象となりません。
- 地区防災道路志茂地区において、不燃化特区の壁面線後退奨励金を受ける場合は、都市防災不燃化促進事業の除却の助成対象となります。

《手続きに必要な書類》

1 承認申請時：「助成対象承認申請書」

- ①案内図、②建物図面等、③登記簿謄本（建物）、④除却工事見積書、⑤現況写真（敷地・建物等）
⑥住民税の納税証明書又は非課税証明書(法人納税証明書ほか)、⑦委任状・同意書※必要な場合 など

2 工事着手時：「工事着手報告書」

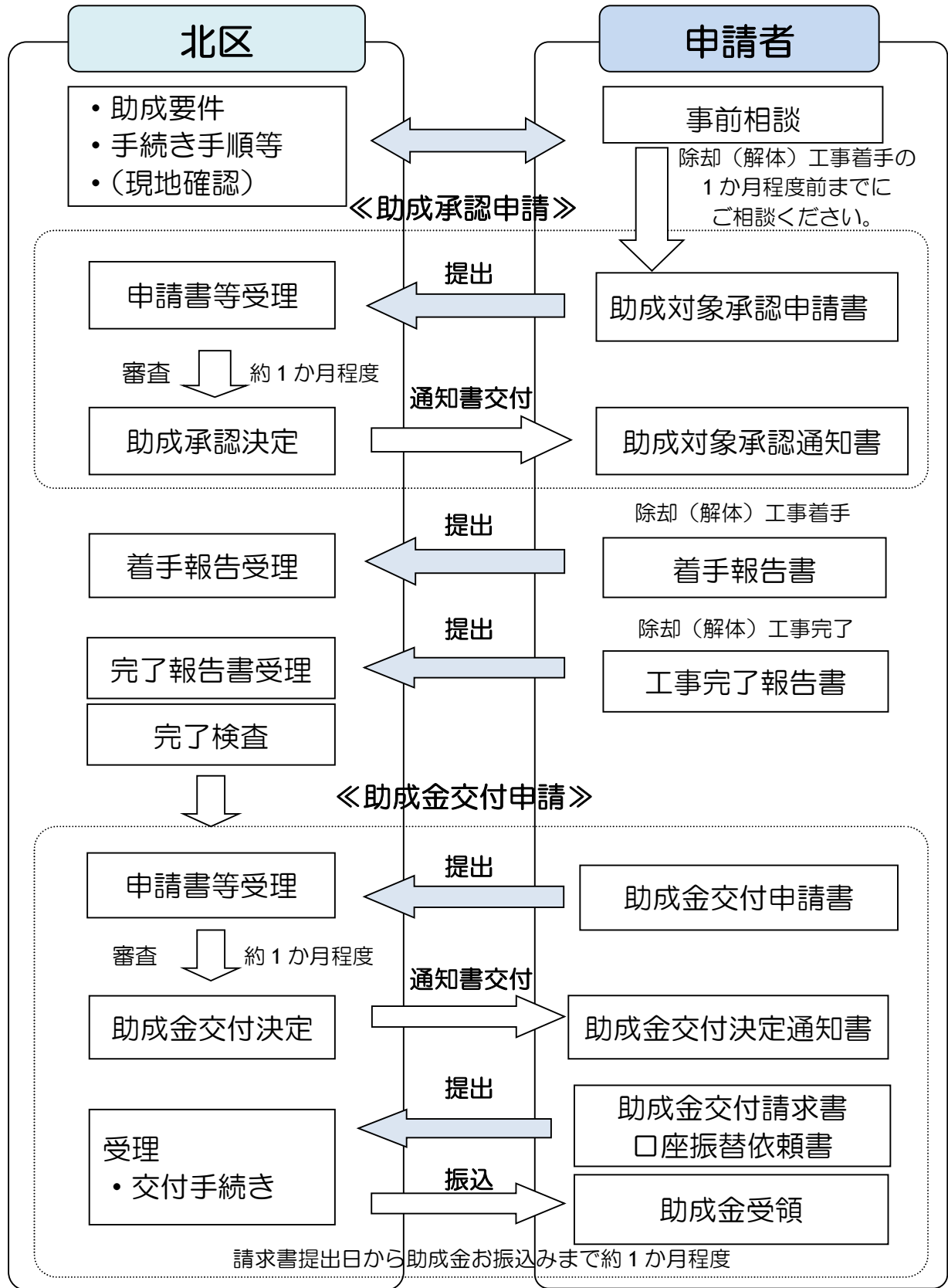
- ①除却工事請負契約書、②工程表

3 工事完了時：「工事完了報告書」「助成金交付申請書」

- ①領収書、②完了写真

- ▶ ①助成金交付請求書、
②支払金口座振替依頼書

手続きの流れ



※必ず除却工事の前にご相談ください。本事業承認前に
除却工事に着手してしまうと、助成の対象にはなりません。

【お問い合わせ先】

防災まちづくり担当課 東京都北区王子本町 1-15-22（北区役所第一庁舎 7階）03-3908-9162

● 別表 申請時等に必要書類 ※助成対象承認申請（正・副）提出【除却助成申請のみの場合除く】 副本はコピー可

添付書類		一般	大都市一般	共同・協調	大都市共同	除却	三世代	仮住居	動産移転	備考
承認申請時 (第8条関係)	委任状・承諾書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				委任状又は承諾書が必要な場合は、次のとおりなどとする。 1 申請者本人に代わり第三者が申請手続きを代行する場合 委任状 2 新築において、建築主等が複数いる場合 建築主等全員の委任状 3 新築において、土地所有者と建築主等が異なる場合 土地所有者全員の承諾書 4 除却において、建物所有者が建物を除却する場合 建物所有者全員の承諾書兼委任状 5 除却において、土地所有者が建物を除却する場合 建物所有者全員及び土地所有者全員の承諾書兼委任状
	案内図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	配置図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					1 新築においては、以下の内容を記載する。 ア 緑化の位置及び面積（算定式を含む）、樹種、本数 イ 敷地が不燃化促進区域の内外にわたる場合は、不燃化促進区域の境界線 2 除却においては、除却する建築物の面積、附属する工作物の高さや幅等、見積書の根拠がわかるもの
	平面図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	立面図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	断面図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	求積図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					敷地面積及び各階床面積の算定根拠がわかるもの。
	仕上表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	耐火・準耐火仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	協調化を証する書類			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	登記簿謄本（土地）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△				土地所有者が建物を除却する場合も必要
	公図写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	登記簿謄本（建物）				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				登記簿謄本（建物）のほか、直近の固定資産税都市計画税納税通知書及び固定資産税都市計画税課税明細書の写しも可とする。
	除却工事見積書					<input type="checkbox"/>				
	現況写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				敷地・建物等
	住民税の納税証明書、非課税証明書又は法人納税証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				住民税の納税証明書等について、住民税を滞納していない旨を確認する年度は、申請する日が属する前年度分とする。ただし、申請する日が4月から6月までに属する場合、当該日が属する年度の前々年度分とする。
	中小企業者等であることを証する図書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				申請者が中小企業者である場合 法人登記等証明書 (業種、資本金、従業員数等がわかるもの)
	賃貸借契約書								<input type="checkbox"/>	仮移転先のもの（未契約の場合着手報告時）
住民票						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	続柄の入っているもの（対象者全員分）	
戸籍謄本						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	仮移転又は動産移転を申請者以外の2親等以内の者がする場合	

添付書類		一般	大都市一般	共同・協調	大都市共同	除却	三世代	仮住居	動産移転	備考
工事着手時 (第10条関係)	建築確認済証の写し	○	○	○	○					建築確認済証の写しには、確認申請副本の申請書第1面から第6面までの写しを含む。
	除却工事請負契約書					○				
	工程表	○	○	○	○	○				
工事完了報告時 (第13条関係)	写真	○	○	○	○	○				新築完了時に提出する写真は、次の箇所を撮影したものとする。 1 外観写真(2方向) 2 内壁不燃材認定証貼り付け部分等 3 ガス漏れ警報器又はIH調理器具 4 窓ガラス飛散防止対策部分 5 緑化 6 三世代加算要件部分 除却完了時に提出する写真は、現地更地状況を撮影したものとする。
交付申請時 (第13条関係)	検査済証の写し	○	○	○	○					
	登記簿謄本(建物)	○	○	○	○					
	引越契約書								○	助成対象となる往路・復路とも
	住民票						○	○	○	工事完了後の日付のものかつ続柄の入っているもの
	領収書					○		○	○	
交付請求時 (第14条関係)	口座振替依頼書	○	○	○	○	○	○	○	○	助成金交付請求書と同一印鑑を使用すること

※ 承認申請時に公的機関より発行される証明書等は、1年以内に発行されたものとする。(ただし、加算による住民票・戸籍謄本は、3ヶ月以内に発行されたものとする)

※ 住宅型不燃建築加算を受ける場合は、承認申請時に誓約書の提出及び工事完了・交付申請時に住民票(自己使用住宅に該当する場合)を提出